

第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401006号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第35項の規定に基づき環境大臣が定めた「上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月6日付け環境庁告示第61号（北浅間地区及び菅平運動場地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成22年4月1日付け環自国発第100401008号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針による。

行為の種類	取扱方針
① 全行為共通	<p>(ア)基本方針 自然環境及び風致景観に与える影響が最少となるような方法を選択する。</p> <p>(イ)規模 ● 必要最小限とする。</p> <p>(ウ)外部意匠・色彩・材料等 ● 国立公園利用者の目にふれる部分又は目にふれる可能性のある部分については、自然景観と調和するように、自然材料、又は自然材料に模した表面処理をしたもの、極力目立たない色彩のものを用いる。</p> <p>(エ)残土処理方法 ● 国立公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷きならし等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法にかかる許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>(オ)修景緑化方法 ● 支障木については、可能な限り移植し、周囲の修景緑化に使用する。 ● 特別保護地区及び第1種特別地域においては、植生誘導工を施し、周辺植物の定着を促す。また、緑化に使用する植物は、現地産の自生種（当該地周辺地域に自生する系統も含む。）とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の地域においても、可能な限り現地産の自生種（当該地周辺地域に自生する系統も含む）と同種のものを用地緑化する。 ● 地表を改変する場合は、表土を極力剥ぎ取り、修景緑化に利用する。 <p>(カ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出する。ただし、風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法の許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。
<p>② 工作物の新・改・増築</p> <p>ア 建築物</p>	<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の自然環境及び国立公園内の建築物としてふさわしいと認められる周囲の既存建築物と調和のとれた形態とする。 ● 建築物の周辺は可能な限り修景緑化を施す。 <p>(イ) 外部意匠・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は2/10以上とする。ただし、車庫、倉庫等の小規模な建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについては、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、原則として焦げ茶色とする。浅間地域については暗灰色、黒色も使用できることとする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは、素材色も可とする。 ● バードストライク防止のため、壁面の広範囲を占めるガラス面を極力設置しない。広範囲にガラス面を設置する場合には、バードストライク防止のための適切な措置をとること。 <p>(ウ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、外部意匠、色彩及び材料を、主たる建築物と極力同様のものとする。 <p>(エ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法面や裸地が生ずる場合は、1.(1)②イ「道路（車道）」の法面処理に準ずる。

<p>イ 道路（車道）</p>	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるなど配慮し、自然に与える影響が最小となる工法とする。 ● 希少な野生動物の生息地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じる。 <p>(イ)付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁の色彩は焦げ茶色とする。ただし、コンクリート橋（極力コンクリートの明度を落とす。）及び園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 防護柵は、原則として支柱を焦げ茶色としたガードケーブルとし、やむを得ずガードレールを用いる場合は、焦げ茶色に塗装する。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 擁壁及びトンネル坑口は、自然材料を用いるか、石張り又は自然石に模した表面仕上げとする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● ロックネット、ロックフェンス、落石防護柵等の色彩は、焦げ茶色とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 照明及び標識の色彩は、原則として焦げ茶色とする。 <p>(ウ)法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法面は緑化し、その緑化方法は 1.(1)①(オ)「修景緑化方法」による。ただし、安全確保上、やむを得ない場合はモルタル又はコンクリート吹付工も可とする。 <p>(エ)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化する。ただし、取り壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。
<p>ウ 電柱</p>	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。 <p>(イ)色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電柱の色彩は原則として焦げ茶色とする。

エ 風力発電	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第3章 1.(1)から(3)に定める保全すべき景観に支障を与えるおそれのあるものは認めない。 <p>(イ)色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として焦げ茶色とする。
オ 鉄塔・アンテナ	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第3章 1.(1)から(3)に定める保全すべき景観に支障のおそれのあるものは認めない。 <p>(イ)色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として焦げ茶色とする。ただし、スカイライン上など背景がない場合、焦げ茶以外の色彩を利用する方が風致景観上の支障が少ないと認められる場合や、他法令の規定による場合についてはこの限りではない。
カ 自動販売機	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外に設置する場合は、軒下に配置する、建物に接して設置するなど、目立たないように配慮すること。 <p>(イ)色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設置の際には、原則として焦げ茶色とするか、本体を自然材料で覆う。
③ 木竹の伐採	<p>○ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号 国立公園部長通知）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第516号 自然保護局長通知）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。 ● 貴重な植物群落の維持、眺望の確保及び景観維持のための伐採は、この限りではない。
④ 土石の採取	
ア ボーリング	<p>○ 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 湿原、温泉、湧水等、水文環境への影響を十分考慮する。

	イ 採石業等	○ 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ● 河川砂利採取は、主要展望地、公園利用拠点等から望見される場所を避ける。また、河川の水量等を変化させる工法を避ける。
⑤ 広告物等の掲出等		
	ア 遊歩道・登山道等の標識類	(ア)基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ● 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ● 公園事業の道路（歩道）に係る標識類は、公園事業の付帯施設として把握する。 ● 標識デザイン（案）での統一を図る。（資料編 p.20） ● 必要に応じて、外国語を併記する。
	イ その他広告物	(ア)基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ● 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ● 必要に応じて、外国語を併記する。 (イ)色彩・材料等 <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に使用する材料は、原則として自然材料（木材、石材等）とすること。状況に応じてその他の材料を使用する場合には、色彩を焦げ茶色とする。 ● 表示面に使用する色彩は原則として自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。 ● 表示板に記載する文字は白色及び黒色を基本とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。 ● 照明を用いる場合は、必要最小限とする。

⑥ 植物の採取または損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲または殺傷及び動物の卵の採取または損傷	○ 基本方針 ● 採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、必要最小限とし、可能な限り、採取等を行う地域を分散させる。
---	---

(2) 普通地域

普通地域内における行為については、1.(1)の特別地域及び特別保護地区内の取扱方針（規模に関する事項を除く）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。また、行為地に適用される県・市町村の条例、指導指針等があればこれも参考とする。

なお、ゴルフ場の取扱については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日付け環自保第343号自然保護局長通知）による。

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号）の規定によるほか下記の取扱方針による。

(1) 各管理計画区共通事項

別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めによることとし、それ以外については、下記取扱方針による。

行為の種類	取扱方針
① 全事業	<p>(ア)規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の目的及び機能を達成する範囲で、必要最小限の規模とする。 <p>(イ)外部意匠・色彩・材料・構造等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園利用者の目に触れる部分または目に触れる可能性のある部分については、自然景観と調和するように、自然材料、又は、自然材料に模した表面処理をしたもの、極力目立たない色彩のものを用いる。 ● バードストライク防止のため、壁面の広範囲を占めるガラス面を極力設置しない。広範囲にガラス面を設置する場合には、バードストライク防止のための適切な措置をとること。 ● 希少な野生動物の生息地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じる。 <p>(ウ)残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷きならし等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法にかかる許可等を受け他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(エ)修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支障木については、可能な限り行為地周辺に移植し修景緑化に使用する。 ● 特別保護地区及び第 1 種特別地域においては、植生誘導工を施し、周辺植物の定着を促す。また、緑化に使用する植物は、現地産の自生種(当該地周辺に自生する系統も含む。)とする。 ● その他の地域においても、可能な限り現地産の自生種(当該地周辺に自生する系統も含む)と同種のものを用い緑化する。 ● 地表を改変する場合は、表土を極力剥ぎ取り、修景緑化に利用する。 <p>(オ)廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出する。ただし、自然公園法にかかる許

	<p>可を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>(カ)管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 快適かつ安全な利用を確保するために、事業地内及び利用施設の日常的な美化、修景、補修に努める。 <p>(キ)標識類</p> <p>a 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路（歩道）事業以外は次の取扱方針による。 <p>b 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ● 必要に応じて、外国語を併記する。 <p>c 色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に使用する材料は、原則として自然材料（木材、石材等）とすること。状況に応じてその他の材料を使用する場合には、色彩を焦げ茶色とする。 ● 表示面に使用する色彩は原則として自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。 ● 主要な文字は白色及び黒色を基本とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについては、この限りではない。 ● 照明を用いる場合は、目的を達成する範囲で必要最小限とする。
<p>② 道路（車道）・一般自動車道</p>	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるなど配慮し、自然に与える影響が最小となる工法をとる。 <p>(イ)付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁の色彩は焦げ茶色とする。ただし、コンクリート橋（極力コンクリートの明度を落とす。）及び園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 防護柵は、支柱を焦げ茶色としたガードケーブルを基本とし、やむを得ずガードレールを用いる場合は、焦げ茶色に塗装する。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 擁壁及びトンネル坑口は、自然材料を用いるか石張り又は自然石に模した表面仕上げとする。 ● ロックネット、ロックフェンス、落石防護柵等の色彩は焦げ茶色とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 照明・標識の色彩は焦げ茶色を基本とする。 <p>(ウ)法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法面は緑化し、その緑化方法は2.(1)①(エ)「修景緑化方法」による。安全確保上、やむを得ない場合はモルタル又はコンクリート吹付工も可とする。 <p>(エ)管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園利用者の安全を確保するよう適切に管理する。 <p>(オ)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、緑化すること。ただし、取り壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。
③ 道路（歩道）	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 沿線の自然環境保全に留意し、整備をする。 ● 傾斜地においては、路面の洗掘を効果的に防止できる工法をとる。 ● 湿原、高山植物のお花畑等脆弱な自然環境を保全するため、必要に応じて木道、立ち入り防止柵、標識等を整備する。 <p>(イ)付帯避難小屋の取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は2/10以上とする。ただし、暴風・積雪対策の観点から技術的に不可能な場合にあつては、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、焦げ茶色、黒色または赤錆色とし、自然材料によるものは素材色も可とする。 ● 壁面の色彩は、茶色またはベージュ色とし、自然材料によるものは素材色も可とする。 ● 公衆便所のし尿等は土壌等に垂れ流さない処理方法とする。 <p>(ウ)標識類</p> <p>a 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ● 標識デザイン（案）での統一を図る。（資料 p.20）

	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、外国語を併記する。 <p>(エ)その他の付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然材料を使用しないものの色彩については、原則として焦げ茶色とする。
④ 園地	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。 <p>(イ)建築物の外部意匠・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物については、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、原則として焦げ茶色とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは素材色も可とする。
⑤ 宿舎	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の滞在拠点としての機能を十分発揮するよう整備する。また、利用者が自然情報や利用施設等の国立公園に関する情報を入手できる施設とする。 <p>(イ)規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の高さは、2.(2)①「四万温泉集団施設地区」、②「万座集団施設地区」、⑥「宿舎」、(3)④「宿舎」、(4)①「鹿沢集団施設地区」、⑤「宿舎」の個別の取扱方針により定める。 <p>(ウ)建築物の外部意匠・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物は、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。浅間地域については暗灰色、黒色も可とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは素材色も可とする。 <p>(エ)付帯施設</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、外部意匠、色彩及び材料を主たる建築物と極力同様のものとする。 ● テニスコートの取扱については、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について(昭和 57 年 5 月 7 日付け環自保第 138 号保護管理課長通知 平成 7 年 4 月 25 日付け環自国第 153 号改正) による。
⑥ 休憩所	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の利用者が自然情報や利用施設等の国立公園に関する情報を入手できるような施設とする。 <p>(イ)建築物の外部意匠・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、倉庫、車庫等の小規模な建築物や、社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについては、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは素材色も可とする。
⑦ 野営場	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点として、整備を図る。 ● 夜間照明は、防犯その他利用者の安全確保上必要最小限のものとし、外部に光が拡散しない仕様とする。 <p>(イ)建築物の外部意匠・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。 ● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは素材色も可とする。

<p>⑧ 運動場</p>	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の利用拠点として整備を図る。 <p>(イ)建築物の外部意匠・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、車庫、倉庫等の小規模な建築物は、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは素材色も可とする。 <p>(ウ)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テニスコートの取扱については、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について(昭和 57 年 5 月 7 日付け環自保第 138 号保護管理課長通知 平成 7 年 4 月 25 日付け環自国第 153 号改正) による。
<p>⑨ スキー場</p>	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成 3 年 6 月 7 日付け環自国第 315 号自然保護局長通知) による。 <p>(イ)施設の基準</p> <p>a 滑走コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な土地の造成をせず、既存の地形を最大限に活かし、自然景観に与える影響を最小限にする。 ● 造成後に生じる裸地は緑化する。 ● 新設または増設される滑走コースの幅は 50m 以下とする。ただし、既存の滑走コースの幅が 50m を超えている場合は既存の幅を超えないものとする。 ● 希少な植物が生育している場所及び災害の発生のおそれのある場所での新たな滑走コースの造成は行わない。 <p>b スキーリフト等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフトの支柱の色彩は焦げ茶色とする。 ● 極力樹林帯に沿って配置する。 ● 緑地内を通るリフトを撤去する際は、コースに使用する場合を除き、跡地を植林し、一体的に保存緑地とする。

	<p>c 建築物の外部意匠・色彩・規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。 ● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは素材色も可とする。 ● 高さは、2.(2)⑩「スキー場」、(3)⑦「スキー場」、(4)⑦「スキー場」の個別の取扱方針による。ただし、建築物の構造上、安全確保が困難な場合は、その目的が達成される範囲で必要最小限の高さとする。 <p>d 標識類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全かつ適切な利用誘導を促進するための案内板、指導標識、自然解説板等を整備する。 <p>e その他の施設（夜間照明施設、音響施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 色彩は原則として焦げ茶色または灰色とする。 <p>f 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パトロール、医療救急及び緊急時連絡体制を適正に整備する。 <p>g その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 融雪防止剤等は、自然環境への影響が懸念されるため認めない。
<p>⑩ 運輸施設（索道運送施設）</p>	<p>(ア)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展望、園地等の利用者運搬など地域の利用特性に応じた整備を図る。 <p>(イ)色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。 <p>(ウ)付帯建築物の外部意匠・色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とする。ただし、リフト監視小屋等の小規模な建築物については、この限りではない。 ● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。自然材料によるものは素材色も可とする。 <p>(エ)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支柱及び搬器には、広告物を設置しない。

(2) 草津・万座・野反・四万管理計画区

事業の種類	取扱方針
① 四万温泉集団施設地区	<p>■ 管理方針</p> <p>(ア)四万温泉集団施設地区はモミ、スギ等の針葉樹やカエデ、ナラ等の広葉樹に囲まれ、中心部には四万川がせせらぎ、そこに大小多数の滝が流れ込む、自然美あふれる景観を有することから、利用者がこれらを享受できるよう整備を図る。</p> <p>(イ)四万温泉集団施設地区の「目指す景観」については関係者と合意形成を図る。</p>
ア 四万温泉園地	<p>四万川等の展望園地、温泉街散策の休憩所や公衆浴場が整備されている。2.(1)④「園地」によるほか、今後とも四万温泉の散策の拠点として利用できるように整備する。</p>
イ 四万温泉宿舎	<p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(ア)既存温泉の街並みと調和するよう整備する。</p> <p>(イ)建築物の高さは、原則として30m以下とする。ただし既存建築物の高さが30mを超えている場合は既存の高さを超えないものとする。</p> <p>(ウ)公園事業として執行することがふさわしいと認められる宿舎については、公園事業の執行を促す。</p>
ウ 四万温泉運動場	<p>四万温泉を訪れた人が利用するテニスコートが整備されている。</p> <p>2.(1)⑧「運動場」によるほか、集団施設地区内の風致保全のため、周辺には可能な限り修景緑化を施す。</p>
エ 四万温泉給水施設	<p>四万温泉内の宿舎等への給水施設である。</p> <p>(ア)付帯施設の取扱い 建築物の外部意匠、色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p> <p>(イ)施設箇所の周囲は緑化されており、利用者に望見されにくいことから、この状態を維持する。</p>
② 万座集団施設地区	<p>■ 管理方針</p> <p>万座集団施設地区は、主にシラビソ、コメツガ等の針葉樹に囲まれた斜面に位置するため、利用施設は、周囲の景観との調和に配慮し、整備を図る。</p>
ア 万座道路(車道)	<p>県道から万座亭、日進館へ至る道路及び松屋ホテル、湯の花旅館へ至る道路である。引き続き安全が確保されるよう維持管理に努める。</p> <p>取扱方針は、2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」による。</p>

イ 万座園地	<p>3つの園地（熊池園地、熊四郎園地、空吹き園地）が整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、冬季以外の利用者を対象とした探勝園地として、特に自然解説施設の充実を図る。</p> <p>園地内の硫化水素ガス発生地帯の立入禁止には万全の措置を講じるとともに、警報器による利用者の安全確保も引き続き行う。</p>
ウ 万座宿舎	<p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 夏季の温泉利用、万座・草津白根の自然探勝及び冬季のスキー利用の宿泊拠点として利用されており、周囲の施設との調和を図る。</p> <p>(イ) 万座宿舎事業の最大収容力は現在の事業決定（平成 20 年 10 月 2 日告示）の規模とし、1 件当たりの収容力は現在の最大収容力である 700 人を超えないものとする。</p> <p>(ウ) 温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を維持するために、増築する場合、建築物の高さは原則として 15m 以下とする。ただし、既存建築物の高さが 15m を超えている場合は既存の高さを超えないものとする。</p> <p>(エ) 屋根及び壁面の色彩については、ほとんどの宿舎の屋根は焦げ茶色、壁面はベージュ色で統一されており、今後もこの色彩を基本とし、全体としての統一を図る。</p>
③ 道路（車道）	
ア 四万線	<p>四万温泉入口から温泉街の西側を通過する国道 353 号で、道路からは赤沢山を背景に四万温泉の街並みや中心部を流れる四万川を眺望できる。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、整備に当たっては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。</p>
イ 万座白根線	<p>万座集団施設地区中心部から、志賀草津線道路（車道）へと接続する県道である。</p> <p>積雪のため 11 月中旬から 4 月中旬まで通行止めとなる。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、整備に当たっては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。</p>
ウ 高山老ノ倉線	<p>万座集団施設地区から高山村へ抜ける県道である。</p> <p>積雪のため 11 月中旬から 4 月中旬まで通行止めとなる。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、整備に当たっては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。</p>
エ 志賀草津線	<p>長野県山ノ内町から群馬県草津町へ至る国道 292 号（通称：志賀</p>

	<p>草津ルート)で、国道最高地点(標高 2,172m)を経由することから、北アルプス等の山々やシラビソ、オオシラビソ等の森林景観の眺望に優れており、開通期間を通して交通量の多い道路である。</p> <p>積雪のため 11 月中旬から 4 月中旬まで通行止めとなる。</p> <p>2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、付帯工作物については、道路や展望所からの眺望に支障を及ぼすことのないよう、十分配慮する。</p> <p>拡幅・改良については安全確保上、必要最小限と認められる範囲までとする。</p>
④ 道路(歩道)	
ア 摩耶滝線	<p>四万温泉集団施設地区から北西の摩耶滝へ至る遊歩道で温泉利用客の自然探勝路として利用されている。</p> <p>取扱方針は、2.(1)③「道路(歩道)」による。</p> <p>ヤマビルの異常発生やツキノワグマ、ニホンザルの出没等の問題については、利用者の安全を確保するため、対策を検討する。</p>
イ 小倉滝線	<p>四万温泉集団施設地区から西側の小倉滝へ至る遊歩道で温泉客の自然探勝路として利用されている。ヤマビルの異常発生やツキノワグマ、ニホンザルの出没等の問題については、利用者の安全を確保するため、対策を検討する。</p> <p>2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。</p>
ウ 万座山田峠線	<p>万座温泉から志賀草津線道路(車道)沿いの山田峠に至る歩道で、峠付近にはハイマツ群落がありホシガラスが見られるほか、万座方面の展望にも優れている。</p> <p>2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、峠付近は地すべり対策を施した箇所を横断するルートがあるため、利用状況に応じて必要な整備を検討する。また、特に雪解け後、危険な状況の場合は通行止めも検討する。</p>
エ 万座熊池線	<p>万座温泉から熊池、青池、鮎池等の池をめぐる遊歩道であるが、平成 13 年 9 月の台風により地滑りが起こり、(施行日現在)通行止めとなっている。</p> <p>地すべり対策が完了し、利用者の安全が確保されるまで、通行止めとする。</p> <p>取扱方針は、2.(1)③「道路(歩道)」による。</p>
オ 万座本白根線	<p>万座温泉から空釜の歩道分岐点に至る歩道である。</p> <p>2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、空釜、万座方面展望地点では、利用者が展望を楽しむため、標識類の設置等については、風致</p>

	への影響を与えないよう配慮する。
カ 白根芳ヶ平線	湯釜の麓にある白根レストハウスから芳ヶ平へ至る歩道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、高山植物保護のため、必要に応じて保全対策を行う。 雨により歩道が洗掘されている箇所もあることから、水切り等の整備を行う。
キ 大平湿原花敷線	大平湿原から ^{たしろはら} 田代原へ至る歩道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、高山植物保護のため、必要に応じて保全対策を行う。
ク 本白根線	弓池から逢ノ峰、空釜を経て、弓池へ周回する歩道である。特に空釜周辺はコマクサをはじめとする高山植物が生育し、展望所からの眺めは浅間山や北アルプスを望むことができるため、利用者の多い歩道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用者による踏み荒らしや盗掘等が見られることから、防止手法について検討し、必要な整備を行う。
ケ 野反湖畔線	富士見峠を起点として湖畔を周回する自然探勝路である。起伏も少なく、砂利及びウッドチップで舗装された遊歩道が整備され、湖畔の植物や湖を囲む山々を眺望できる。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、施設の維持管理に努め、今後ともこの利用を継続させる。
コ 野反湖周回線	富士見峠を起点として野反湖を囲む山々を周回するコースで、高山植物が豊富であるほか、野反湖の眺望も楽しむことができる。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、整備に当たっては、沿線の自然改変を極力避け、登山道浸食防止のための排水工等を検討する。
サ 横手山草津線	群馬県、長野県境にある横手山山頂から渋峠、芳ヶ平を経由し、草津温泉街方面へ至る歩道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、整備に当たっては、特に芳ヶ平湿原及びその周辺の自然環境の保全に配慮する。
シ ^{いなづつみやま} 稲包山線	みなかみ町三国峠から稲包山を経て、赤沢山歩道分岐点へ至る歩道で、山頂には樹木がないため眺望が開け、谷川岳・苗場山を一望できる。 ヤマビルの異常発生やツキノワグマ、ニホンザルの出没等の問題については、利用者の安全を確保するため、対策を検討する。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。

ス 赤沢山線	<p>みなかみ町法師温泉から赤沢山を経て、四万温泉集団施設地区へ至る歩道で、ナラやブナ等の広葉樹に覆われ、山頂付近の林床はササが生い茂っている。</p> <p>ヤマビルの異常発生やツキノワグマ、ニホンザルの出没等の問題については、利用者の安全を確保するため、対策を検討する。</p> <p>2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。</p>
⑤ 園地	
ア 弓池	<p>湯釜の麓の弓池を中心とする園地で、遊歩道、レストハウス、駐車場等が整備されている。</p> <p>志賀草津線道路（車道）が開通する4月中旬から11月中旬まで利用され、弓池の高山植物や野鳥、草津白根山や火口湖を望むことができるため、利用者の多い園地である。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては、利用者が国立公園を意識できるよう、風致の保全には十分配慮する。</p>
イ 逢の峰	<p>逢ノ峰山頂部にある園地で、白根山や志賀高原の展望休憩所が整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、施設の維持管理に努め、今後ともこの利用を継続させる。</p>
ウ 草津	<p>草津温泉街の北側にある園地で、散策路、駐車場等が整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。</p>
エ 殺生河原 <small>せつしょうがわら</small>	<p>殺生河原にある園地で、防災のため硫化水素ガス警報装置等が整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、当園地は硫化水素ガス発生地帯であり、利用者の安全確保に配慮した整備を行う。</p>
オ 西の河原	<p>草津温泉街の西側にあり、湧き出す温泉が川となって流れる温泉園地として整備されている。</p> <p>草津温泉街と直結していることから、温泉宿泊者を中心に利用者が多い。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては、利用者が国立公園を意識できるよう、風致の保全には十分配慮する。</p>
⑥ 宿舎	
ア 横手山	<p>志賀高原最高峰の横手山に位置する宿舎で、夏季の自然探勝者、冬季のスキー利用者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩施設としての機能も有している。</p>

	<p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、稜線付近に立地しており、他の地域から望見されやすい場所にあることから、建築物を極力目立たなくする必要があるため、高さは13m以下とする。</p>
イ 奥万座	<p>万座温泉集団施設区の西側に位置する宿舎である。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、静寂で落ち着いた雰囲気を維持するため、建築物の高さを抑える必要がある。そのため、高さは15m以下とする。その他の取扱方針は2.(2)②ウ「万座宿舎」に準ずる。</p>
ウ 芳ヶ平	<p>芳ヶ平湿原付近に位置する宿舎で、夏季の自然探勝者、冬季のスキー利用者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩施設としての機能も有している。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、志賀草津線道路（車道）や横手山草津線道路（歩道）、白根芳ヶ平線道路（歩道）から望見されること、周囲に貴重な自然環境があることなどから、建築物の規模は原則として既存の規模を超えないものとし、高さは13m以下とする。</p>
エ 野反湖	<p>野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、野反湖畔で、望見されやすい場所にあることから、建築物を極力目立たなくする必要がある。そのため、建築物の高さは既存建築物の高さを超えないものとする。</p>
オ 渋峠	<p>志賀草津線道路（車道）の群馬県と長野県の境にある渋峠に位置する宿舎で、夏季の自然探勝者、冬季のスキー場利用者の宿泊拠点として利用されているほか、ドライブの休憩所としての機能も有している。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、渋峠の風致の保全上、建築物の高さは13m以下とする。</p>
⑦ 休憩所	
○ 野反湖	<p>野反湖南端にある休憩所で、野反湖の入口部に位置し、八間山等の登山口があるなど、利用上重要な拠点となっている。</p> <p>2.(1)⑥「休憩所」によるほか、野反湖の風致の保全上、高さは原則として既存の高さを超えないものとする。</p>
⑧ 野営場	
ア 芳ヶ平	<p>芳ヶ平湿原付近に位置する野営場で、芳ヶ平周辺の自然探勝者の野外宿泊拠点としてフリーテントサイトが整備されている。</p> <p>2.(1)⑦「野営場」によるほか、芳ヶ平の貴重な自然環境を考慮し、原則として、既設フリーテントサイトの拡大は行わない。</p> <p>芳ヶ平宿舎があることから、バンガロー、コテージ等の宿泊施設は原則として認めない。</p>

イ 野反湖	<p>野反湖北端に位置する野営場で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点としてバンガロー、フリーテントサイト、休憩施設が整備されている。</p> <p>バンガローは老朽化が見られるため、再整備を認めるが、バンガロー間の間隔を十分にとり、密集した印象を与えないものとする。取扱方針は、2.(1)⑦「野営場」によるが、建築物の外部意匠・色彩等は2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p>
⑨ 運動場	
○ 草津	<p><small>おりめがはら</small>折目ヶ原付近に運動場及びテニスコートが整備されている。</p> <p>2.(1)⑧「運動場」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。</p>
⑩ スキー場	
ア 万座山	<p>万座温泉の西側に広がるスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則としてコース及びリフトの新設は行わない。</p> <p>建築物の高さは、13m以下とする。</p> <p>硫化水素ガス危険地区への立入禁止措置を厳重に行うとともに、パトロールを励行し、事故防止に万全を期す。</p>
イ 万座朝日山	<p>万座温泉の東側に広がるスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則としてコース及びリフトの新設は行わない。</p> <p>建築物の高さは、13m以下とする。</p> <p>硫化水素ガス危険地区への立入禁止措置を厳重に行うとともに、パトロールを励行し、事故防止に万全を期す。</p>
ウ 草津	<p>本白根山から天狗山に広がるスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則としてコース及びリフトの新設は行わない。</p> <p>建築物の高さは、13m以下とする。</p>
エ 渋峠	<p>横手山山頂から渋峠側斜面に広がるスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則としてコース及びリフトの新設は行わない。</p> <p>建築物の高さは、13m以下とする。</p>
⑪ 駐車場	

	○ 渋峠	<p>渋峠に整備されている駐車場で渋峠周辺の自然探勝や休憩のための施設として利用されている。</p> <p>志賀草津線道路（車道）が通行止めとなる 11 月中旬から 4 月中旬までは積雪のため利用できない。</p> <p>建築物の高さは 13m 以下とし、外部意匠・色彩等は 2.(1)⑤「宿舎」の取扱いに準ずる。</p>
⑫ 索道運送施設		
	ア 本白根線	<p>殺生河原と本白根山を結ぶロープウェイで、夏季は本白根山周辺の自然探勝者、冬季はスキー利用者の運送施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑩「運輸施設（索道運送施設）」によるほか、建築物は既存のもの以外は原則として認めない。</p>
	イ 逢の峰本白根線	<p>本白根山と逢ノ峰の鞍部を結ぶリフトで、夏季は本白根山周辺の自然探勝者、冬季はスキー利用者の運送施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑩「運輸施設（索道運送施設）」の取扱方針に準ずる。</p>
	ウ 渋峠横手山線	<p>渋峠と横手山を結ぶリフトで、夏季は横手山頂への自然探勝者、冬季はスキー利用者の運送施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑩「運輸施設（索道運送施設）」の取扱方針に準ずる。</p>
⑬ 一般自動車道		
	○ 嬬恋万座線	<p>嬬恋村三原から万座温泉へ至る一般自動車道である。夏季は万座温泉から志賀草津線道路（車道）、冬季は万座温泉やスキー場を訪れる利用者の利用が多い。</p> <p>取扱方針は、2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」による。</p>
⑭ 公衆浴場		
	○ 草津	<p>町営の公衆浴場として「ベルツ温泉」及び「西の河原温泉」が整備されている。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は 2.(1)⑤「宿舎」の取扱いに準ずる。</p>
⑮ 博物展示施設		
	○ 草津	<p>草津白根山・本白根山周辺及び隣接する西の河原園地等、草津周辺の自然情報を発信する「草津ビジターセンター」が整備されている。草津温泉街に近く、また西の河原園地の中にあることから温泉客の利用が多い。</p> <p>引き続き草津白根山・本白根山周辺の情報発信基地として機能を果たすとともに、利用状況に応じて、必要な整備を検討していく。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は 2.(1)⑤「宿舎」の取扱いに準ずる。</p>

(3) 菅平管理計画区

事業の種類	取扱方針
① 道路（車道）	
ア 鳥居峠線	<p>群馬県嬭恋村から県境である鳥居峠を経て長野県上田市へ至る国道 144 号で、群馬県と長野県をつなぐ道路である。年間を通して多くの交通量がある。</p> <p>改良に当たっては、2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、曲線半径や道路勾配等は極力現地形に順応させる。</p>
イ 真田菅平線	<p>国道 406 号で、冬季はスキー場利用者が、夏季は運動合宿や避暑目的の利用者等、年間を通して多くの交通量がある。</p> <p>改良に当たっては、2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、曲線半径や道路勾配等は極力現地形に順応させる。</p>
② 道路（歩道）	
ア 鳥居峠四阿山線	<p>群馬県と長野県境である鳥居峠から四阿山へ登る登山道である。</p> <p>2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、整備に当たっては周囲の植生保護に配慮し、標識類については四阿山へ至る他の路線との統一性を図る。</p>
イ 根子岳登山線	<p>菅平牧場を經由し根子岳へ至る登山道で、須坂市と上田市の境を通るルートである。</p> <p>2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、整備に当たっては周囲の植生保護に配慮し、標識類については四阿山へ至る他の路線との統一性を図る。</p>
ウ 菅平四阿山線	<p>菅平牧場を經由し四阿山へ至る登山道である。</p> <p>2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、整備に当たっては周囲の植生保護に配慮し、標識類については四阿山へ至る他の路線との統一性を図る。</p>
③ 園地	

	○ 菅平	<p>菅平高原の中心に位置する菅平湿原であり、湿原を散策するための木道が整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、自然探勝や散策等の利用の増加に対応し、園地としての有効活用を図るための整備を進める。</p> <p>(ア) 野鳥・植物の解説板、湿地の案内等自然解説のための施設整備に努める。</p> <p>(イ) 自然環境の保護及び利用者の安全の確保が必要な場合は、制札・立入禁止柵等を整備する。</p> <p>(ウ) 休憩所、公衆便所等の施設を付帯する場合は、適正な規模とし、改修・整備のための自然改変を極力少なくして周辺の環境との調和に留意する。</p> <p>(エ) 周囲からの土砂の流入等により乾燥化が進行しているため、対策を講じる。</p>
④ 宿舎		
	○ 菅平	<p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(ア)規模・デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の高さは原則として 15m 以下とする。 ● 建築物に係る土地の地形勾配は 30%以下とする。 ● 建築物の壁面の敷地境界線及び道路からの後退距離は 5m 以上とする。 ● 既に上記各号の基準を超えている既存建築物の改築又は建て替え、災害復旧のための新築の場合は、従前の規模を超えないものとする。 <p>(イ)付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿舎の収容力に見合った駐車スペースを敷地内に確保すること。 ● 屋外運動施設及び独立した形での屋内運動施設は、宿舎利用者のみが使用するものに限り適正な規模内で付帯施設として扱う。 ● 独立した形での売店・店舗等は、敷地内であっても付帯施設とは見なさない。 <p>(ウ)行政指導の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物と道路との間には極力樹木を植えることとする。
⑤ 休憩所		

	○ 菅平	<p>四阿山・根子岳を登山する利用者のために、根子岳の登山口に売店、公衆トイレが整備されている。</p> <p>2.(1)⑥「休憩所」によるほか、周囲の景観に合った建築物とし、改築等を行う場合は原則として既存建築物の規模を超えないものとする。</p>
⑥ 運動場		
	○ 菅平	<p>市営の「サニアパーク菅平」を始め、100件近い運動場が整備されており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動場については、公園利用に資するものは事業として扱う。</p> <p>2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、自然改変を極力少なくし、周辺環境との調和を図る。</p>
⑦ スキー場		
	○ 菅平	<p>根子岳の西麓に位置するスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、スキー場施設（ゲレンデ・滑走コース・スキーリフト・付帯施設）の新築、改築又は増築は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、地区景観に著しい影響を与えないものに限る。</p> <p>建築物の高さは、15m以下とする。</p>
⑧ 給油施設		
	○ 菅平	<p>施設の規模は現状程度とし、サインポールは1基とする。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p>
⑨ 給水施設		
	○ 菅平	<p>居住者や利用者の飲用水等を確保するための給水施設として整備されている。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p>
⑩ 排水施設		
	○ 菅平	<p>適切に汚水処理を行い、居住者や利用者が快適に過ごすことができるように、排水施設が整備されている。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p>
⑪ 博物展示施設		
	○ 菅平	<p>菅平周辺の自然環境の情報発信基地として、菅平湿原の入口に「菅平高原自然館」が整備されている。</p> <p>隣接する菅平湿原の利用状況にも対応し、菅平の自然、人文等を紹介、解説、案内する施設としての整備を進め、適正な管理を行う。</p>

		建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。
⑫ ゴルフ場		
○ 菅平		<p>根子岳山麓の西側に位置するゴルフ場である。</p> <p>施設の規模は現状を維持し、以下の内容で整備する。</p> <p>また、農薬は、極力使用しないよう指導する。</p> <p>(ア) 敷地内の自然樹林地は保全する。</p> <p>(イ) ゴルフ場内に使用するシバは極力自生種を使用すること。</p> <p>(ウ) 野生動植物の生息生育環境の保全・創出について適切な配慮がなされ、水源や下流には菅平湿原を有することから水質の保全についても必要な措置を講じること。</p> <p>(エ) 建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p> <p>(オ) 水処理施設は、整備の時点で技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。</p>

(4) 浅間管理計画区

事業の種類	取扱方針
① 鹿沢集団施設地区	<p>■管理方針</p> <p>(ア) 鹿沢集団施設地区はナラ林に覆われ、高山植物も生育している。ゆったりとした傾斜の遊歩道沿いには湯尻川が流れ、利用者が気軽に自然を楽しむことができる地区であることから、自然を生かした施設整備を図る。</p> <p>(イ) 集団施設地区内の土地所有者は、環境省と嬭恋村であることから、標識類の整備等の際は緊密に連携し、集団施設地区内の景観の統一を図る。</p>
ア 鹿沢道路 (車道)	<p>集団施設地区の入口と駐車場を結ぶ道路である。</p> <p>2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」による。</p>
イ 鹿沢園地	<p>集団施設地区内の環境省所管地内にある園地である。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、園地内の一部木道はバリアフリー化されていることから、今後も多様な利用者に配慮した整備を行う。</p>
ウ 鹿沢宿舎	<p>集団施設地区及びその周辺の利用拠点として利用されている。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、集団施設地区内の静寂な落ち着いた雰囲気や自然景観を維持するために、増改築の際は原則として既存建築物の高さ(20m以下)を超えないものとする。</p>
エ 鹿沢野営場	<p>集団施設地区及びその周辺の自然探勝の利用拠点としての野営場として整備されている。</p> <p>取扱方針は、2.(1)⑦「野営場」による。</p>

	オ 鹿沢給水施設	<p>集団施設地区内への給水施設として整備されている。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p>
	カ 鹿沢博物展示施設	<p>集団施設地区及びその周辺の自然情報の発信基地として、「鹿沢インフォメーションセンター」が整備されている。</p> <p>利用者が野生動植物や登山道に関する鹿沢の自然情報や歴史等の情報を得ることができるよう、展示内容の充実を図っていく。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p>
② 道路（車道）		
	ア 東御孺恋線	<p>新鹿沢から旧鹿沢、湯の丸（県境）を経て東御市へ至る県道で、群馬県と長野県をつなぐ道路であり、湯の丸や池の平湿原へ至るアクセスルートであることから、特に夏季シーズンは交通量が多い。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、群馬県側の旧鹿沢・湯の丸の区間は幅員が狭くカーブも急であることなどから、安全確保上必要最小限の拡幅及び線形改良は認める。</p> <p>長野県側は十分な幅員が確保されていることから、原則として、道路の拡幅は認めない。</p>
	イ 田代小諸線	<p>小諸市の国立公園境界から孺恋村田代、高峰高原（県境）を経て小諸市へ至る村道及び市道である。</p> <p>群馬県孺恋村側（村道）は一部未舗装区間があり、冬季は積雪のため未舗装区間は通行止めとなる。長野県小諸市側（市道）は通称チェリーパークラインと呼ばれ、浅間山登山口や高峰宿舎、スキー場へのアクセスルートとして利用されているほか、道路から小諸市街の眺望も楽しむことができる。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、整備に当たっては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。</p>
	ウ 北軽井沢鬼押出線	<p>北軽井沢と鬼押出しを結ぶ町道で、北軽井沢から、「町営浅間園」、「浅間火山博物館」へ至るアクセスルートとして利用されている。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、ほぼ直線の道路であり、十分な幅員が確保されていることから、原則として、道路の拡幅・改良は認めない。</p> <p>整備に当たっては、浅間山の眺望を確保する。</p>
	エ 北軽井沢軽井沢線道路	<p>北軽井沢と軽井沢を結ぶ国道で、群馬県と長野県を結ぶ横断道路として、生活道路、観光道路として利用も多く、重要な道路である。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、十分な幅員が確保されていることから、原則として、道路の拡幅は認めない。</p>

		整備に当たって、浅間山の眺望を確保する。
オ 峠線		旧軽井沢と峠町を結ぶ県道である。 2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、道路幅の狭い箇所もあることから、拡幅・改良については安全確保上、必要最小限と認められる範囲までとする。
カ 碓氷峠線		碓氷湖周辺から県境の碓氷峠へ至る旧国道18号である。 新国道18号が国立公園外に開通したため、交通量は減少したが、道路沿いからの紅葉や世界文化遺産候補のめがね橋があるなど、見どころも多く、公園利用の面から重要な道路である。 2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、道路幅の狭い箇所もあることから、拡幅・改良については安全確保上、必要最小限と認められる範囲までとする。
キ 小諸浅間線		小諸市公園境界から浅間山登山口へ至る道路である。 2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。
③ 道路（歩道）		
ア 中部北陸自然歩道線		中部北陸自然歩道のうち、安中市石山から碓氷峠、旧軽井沢から峰の茶屋まで至る歩道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、整備に当たっては、既存の歩道を活用し、規模は、高山植物保護、浸食防止のため必要最小限とする。
イ 新鹿沢旧鹿沢線		新鹿沢から鹿沢園地を経由し旧鹿沢へ至る湯尻川沿いのなだらかなナラ林の遊歩道で、新緑や紅葉を気軽に楽しむことができる。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、一部施設は嬭恋村により整備されているが、今後は直轄事業も視野に、利用者が気楽に自然散策を楽しめるよう、安全対策や標識類整備等の充実を図る。
ウ 旧鹿沢 ^{かくま} 角間鍋蓋山線		旧鹿沢から角間峠、角間山を経由し鍋蓋山へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、必要に応じて、登山利用者の事故防止、高山植物保護、浸食防止のための保全対策を行う。
エ 湯ノ丸山線		湯の丸高原地蔵峠から湯ノ丸山山頂を経て、烏帽子岳、角間峠へと至る登山道である。天然記念物であるレンゲツツジ群落をはじめとする高山植物や浅間や北アルプスの展望に優れており、夏季シーズンを中心に多くの利用客が訪れる。2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、必要に応じて、登山利用者の事故防止、高山植物保護、浸食防止のための保全対策を行う。
オ 黒斑山登山線		浅間山登山口である高峰高原と黒斑山を結ぶ登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、必要に応じて、登山利用者

	の事故防止、高山植物保護、浸食防止のための保全対策を行う。
カ 不動滝浅間山頂線	浅間山登山口である「浅間山荘」から「火山館」、湯ノ平を経て前掛山へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、必要に応じて、登山利用者の事故防止、高山植物保護、浸食防止のための保全対策を行う。
キ 国境平峠線	国境平から鼻曲山を経て熊野神社へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。
ク 小瀬鼻曲山頂線	小瀬から鼻曲山頂へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。
ケ 鼻曲峠剣ノ峰霧積線	鼻曲峠から霧積温泉、剣ノ峰山頂へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。
コ 峰の茶屋小浅間線	千ヶ滝から小浅間山へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。
サ 離山線	軽井沢中心部から近い離山にある登山道で、山頂からは浅間山、北アルプス、八ヶ岳を一望できるため、別荘滞在者を中心に自然散策路として利用されている。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、整備に当たっては、山頂からの展望を確保する。
シ 追分石尊山線	追分から石尊山へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。
ス 峠碓氷峠線	軽井沢から碓氷峠へ至る登山道である。 2.(1)③「道路（歩道）」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。
④ 園地	
ア 見晴台	八ヶ岳や妙義山等の山々の展望園地として整備されている。 2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては展望方向の眺望を確保する。
イ 浅間高原	浅間高原の散策や浅間山、その山麓樹海の風景観賞のための園地として四阿、売店等が整備されている。 2.(1)④「園地」によるほか、今後とも牧場の風景の維持、浅間山及び樹海の展望を確保する。
ウ 旧鹿沢	旧鹿沢周辺の散策園地として計画されているが、現在、施設は特

	<p>にない。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、今後利用状況に応じて、必要な施設や規模等を検討する。</p>
エ 鬼押出	<p>浅間山麓の溶岩でできた鬼押出しの風景鑑賞のための園地として整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、浅間山麓の直下にあることから、整備に当たっては、浅間火山群の眺望を妨げるおそれのあるものは認めない。</p>
オ 高峰園地	<p>高峰高原への散策、自然探勝のために計画されている園地で、現在、施設はない。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、今後利用状況に応じて、必要な施設や規模等を検討する。</p>
カ 峰の茶屋	<p>小浅間等への自然探勝の園地及び休憩施設として整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、休憩施設の高さは、原則として、既存の高さとする。</p>
キ 小瀬	<p>小瀬周辺の散策、自然観察等のための園地として整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検討する。</p>
ク 離山	<p>軽井沢町市街地や浅間山等の山々の展望及び自然探勝等の園地として整備されている。</p> <p>2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては、山頂からの展望を確保する。</p>
⑤ 宿舎	
ア 霧積温泉	<p>霧積温泉周辺の登山利用者等の宿泊施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を持続するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さは15m以下とする。</p>
イ 旧鹿沢	<p>旧鹿沢周辺の自然探勝や登山利用者等の宿泊施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を持続するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さは15m以下とする。</p>

ウ 高峰	<p>高峰高原周辺の自然探勝、浅間山登山者、スキー場利用者等の宿泊施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、稜線部の樹林帯に立地しており、他の地域から望見されやすい場所にあるため、建築物を極力目立たなくする必要がある。そのため、高さは15m以下とする。</p> <p>付帯施設の整備に当たっては、周囲の風致に影響を与えないものとする。</p>
エ 天狗温泉	<p>浅間山の登山利用者等の宿泊施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、浅間山の登山口にあり、静寂で落ち着いた雰囲気を持維持するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さは15m以下とする。</p>
オ 小瀬	<p>小瀬周辺の自然探勝のための宿泊施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を持維持するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さは15m以下とする。</p>
カ 軽井沢	<p>軽井沢周辺の自然探勝の宿泊施設として利用されている。</p> <p>2.(1)⑤「宿舎」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を行う。</p> <p>静寂で落ち着いた雰囲気を持維持するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さは15m以下とする。</p>
⑥ 野営場	
ア 鬼押出	<p>鬼押出し周辺の自然とふれあうための野営場として整備されている。</p> <p>2.(1)⑦「野営場」によるほか、十分なフリーテントサイトが確保されていることから、原則として、フリーテントサイトの拡大は行わない。</p>
イ 小瀬	<p>小瀬周辺の自然とふれあうための野営場として整備されている。</p> <p>2.(1)⑦「野営場」によるほか、施設の規模は、既存の規模を超えないものとする。</p>
⑦ スキー場	
ア 新鹿沢	<p>新鹿沢のスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則としてコース及びリフトの新設は行わない。</p> <p>建築物の高さは、13m以下とする。</p>
イ 湯ノ丸山	<p>湯ノ丸山のスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則としてコース及びリフトの新設は行わない。</p> <p>建築物の高さは、13m以下とする。</p>

ウ 高峰	<p>高峰高原のスキー場である。</p> <p>2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則としてコース及びリフトの新設は行わない。</p> <p>建築物の高さは、13m以下とする。</p>
⑧ 索道運送施設	
湯ノ丸山線	<p>夏季は主としてレンゲツツジの開花時期に利用者を山腹へ運ぶ施設として、冬季はスキーリフトとして多くの利用がある。整備に当たっては、2.(1)⑩「運輸施設（索道運送施設）」による。</p>
⑨ 一般自動車道	
ア 峰の茶屋三原線	<p>峰の茶屋から鬼押出しを經由し孺恋村へ至る一般自動車道で、沿線からは浅間山が一望でき、また噴火後の植生の遷移状況等が見られるため、夏季シーズンを中心に多く利用されている。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、十分な幅員が確保されていることから、原則として、道路の拡幅は認めない。</p> <p>付帯施設の整備の際には、原則として浅間山展望方向には整備は行わない。</p>
イ 白糸旧軽井沢線	<p>峰の茶屋から白糸の滝を經由し、旧軽井沢へ至る一般自動車道である。</p> <p>2.(1)②「道路（車道）・一般自動車道」によるほか、拡幅・改良については安全確保上必要最小限と認められる範囲までとする。</p>
⑩ 博物展示施設	
鬼押出	<p>浅間山の自然情報及び火山情報の発信基地として「浅間火山博物館」が整備されている。</p> <p>引き続き、浅間山の自然及び火山に関する最新の情報を利用者に提供していく。なお、整備に当たっては、現状の規模程度とし、浅間山の眺望に支障を与えないよう配慮する。</p> <p>建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。</p>

第6章 その他国立公園の適正な保護と利用に関する事項

1. 公園管理に携わる団体

当地域の主な国立公園管理における関係団体について下記に示します。これらの団体等と連携し、国立公園の管理を充実させます。

地区	活動団体名（事務局・管理団体）	主な活動内容
草津 ・ 万座 ・ 野反 ・ 四万 地区	吾妻森林管理署管内国有林野スキー場運営協議会（草津町）	避難小屋の管理、スキー場利用状況把握、点検
	草津白根万座をきれいにする会（草津町）	美化清掃・高山植物保護、普及啓発等
	草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議会（群馬県）	硫化水素ガス安全対策の検討、定期観測等
	白根山系の高山植物を守る会（自然公園財団）	高山植物保護活動、パトロール、地元中学生協働活動
	自然公園財団草津支部（自然公園財団）	美化清掃、施設維持管理、利用指導・普及啓発等
	野反湖自然休養林保護管理運営協議会（中之条町）	遊歩道整備、植生保護・復元活動等
菅平 地区	根子岳・四阿山保全協議会（上田市）	登山道維持管理、美化清掃、トイレ管理等
	菅平高原を美しくする会（上田市）	菅平地区の美化清掃・高山植物保護、普及啓発等
	NPO 法人やまぼうし自然学校	自然体験プログラム、指導者育成講座の提供等
	菅平区自然公園法調査委員会（菅平区）	菅平地区の自然公園法許認可行為の事前審査
浅間 地区	高山植物等保護対策協議会東信地区協議会（東信森林管理署）	高山植物保護普及啓発、パトロール実施等
	浅間高原をきれいにする会（長野原町・嬬恋村）	美化活動、啓蒙活動
	湯の丸レンゲツツジ保存会（嬬恋村）	レンゲツツジ保存活動、体験・指導
	湯の丸・高峰レクリエーションの森環境整備運営協議会（東御市）	環境施設整備、清掃活動、利用指導
	湯の丸牧場運営協議会（東御市）	レンゲツツジ保存活動、観光振興等

	鹿沢高原をきれいにする会（鹿沢温泉観光協会）	美化活動、 登山道維持活動
	鹿沢インフォメーションセンター運営協議会（休暇村鹿沢高原）	自然解説活動、 情報発信・普及啓発等
	NPO 法人浅間山麓国際自然学校	自然体験プログラム提供、 インタープリター養成、普及啓発等
	株式会社ピッキオ	自然解説活動、野生動物の調査、普及啓発等
	NPO 法人日本チョウ類保全協会	希少チョウ類の調査・保護活動
	浅間山系ミヤマシロチョウを守る会	希少チョウ類の調査・保護活動
全域	鹿沢万座パークボランティア（環境省） 自然公園指導員	自然解説活動、利用者指導 普及啓発
	嬭恋村インタープリター会	自然解説活動・インタープリター養成、パトロール等
	関係市町村、各観光協会・温泉協会	観光資源のPR、宿泊施設の提供、美化活動、施設の維持管理等

2. 研究者との連携

国立公園の管理を行うにあたり、管理手法、調査方法、分析方法、合意形成手法などの分野で、科学的知見が必要となることから、公園管理に協力をいただけるよう、研究者との連携を図ります。

3. 今後解決・検討すべき課題

(1) 野生動物との軋轢（鳥獣被害）の根本的対策

当地域においては公園内において農業を行う地域もあり、野生鳥獣による農業被害が絶えないほか、公園利用者や地域住民への被害も見られます。短期的な対応としては第3章4にて行いますが、根本的な原因や解決方法については、未だ課題として残ります。

(2) 上信越高原国立公園の一体的な管理

上信越高原国立公園は当地域だけでなく、志賀高原、妙高高原、戸隠も含まれていますが、地域性などの理由により、現在では一体的な公園管理は行われていません。将来的にどのような体制で当公園を管理するのか、議論の必要があります。